

令和元年度食品安全委員会が自ら行う 食品健康影響評価の案件候補について（案）

I 第 28 回企画等専門調査会での審議結果について

前回の企画等専門調査会において、提案のあった 39 件（ハザードとしては 36 件）について検討を行った結果、以下のとおりとなった。

- 提案案件のうち、「野菜及びその加工品での腸管出血性大腸菌」及び「微生物リスク管理の Metrics を用いた規格と製造基準の策定に必要なリスク評価」については、更に情報を収集・整理し、次回の企画等専門調査会にて引き続き議論することとなった。

- 「グルテン」については、インターネット上で広がっているグルテンの健康影響に関する情報に対して、食安委としてどのような対応を行うかについて事務局で検討することとなった。

II 検討に際しての考え方

食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の趣旨を踏まえると、以下に該当するものについては、今回の「自ら評価」の対象ではないと考える。

- ・ 現在評価中又は評価済みのもの（再評価制度があるもの）
- ・ 食品の問題ではないもの
- ・ リスク評価の問題ではないもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）

（案件候補の選定基準（参考 2））

- （1）健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること
- （2）健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること